

日本認知症官民協議会
認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ（第4回）
議事要旨

日時：令和2年2月10日（月曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省 別館 9階 第944会議室

出席者

岩坪座長、荒井（恒）委員、五十嵐委員、江澤委員、大石委員、笠井（聡）委員（代理出席：松村様）、笠井（浩）委員（代理出席：矢野様）、笈委員、草間委員、小峰委員、佐渡委員、鈴木委員、瀧委員、徳田委員、内藤委員、根本委員、乗竹委員、八谷委員、堀田委員、星野委員、本間委員、前川委員、渡邊委員

議題

1. 認知症共生ソリューションの経済的・社会的インパクトの試算に向けて

議事概要

1. 認知症共生ソリューションの経済的・社会的インパクトの試算に向けて

・認知症のある方は、非常に個人差が大きい。日本全体で課題解決に取り組めるような基本的なニーズ解決の領域と、その人の特性に応じたサービスの2段階のソリューション開発の方向性があるのではないか。

・評価指標は何を目指していくかを示すものである。認知症のある方やご家族の負担や不安を軽減するだけでなく、「いきがい」や積極的な役割を評価できるような尺度を組み込む必要があるのではないか。

・Love and Friendshipのような項目が組み込まれたICECAPのような評価指標の組み込みも検討すべき。

・その人の特性に応じたサービスが必要という議論があったが、どのような性格の方なのかを評価するような指標を組み込んでもよいのではないか。負担が大きくなる範囲で検討する必要があるが、同じような症状の方に対して同じ商品・サービスを提供しても、受け止め方が個人によって異なるということが想定される。例えば、心理学のビッグ・ファイブの様な性格特性を評価する指標の導入も検討する価値があるのではないだろうか。

・公的な社会保障費への影響を分析・検討する際には、介護費が中心になるだろう。認知症の場合、透析治療の様な症状の進行によって生じる高額な医療行為が存在しないため、いかに介護費を正確に取得できるかが社会保障費への影響を検討する際には重要となる。

・これまで議論になった評価指標については、著作権が存在するものもある。その場合、コンソーシアムごとに許諾を取るのは非常に手間がかかるため、実証事業全体として、許諾を得る・費用を支払う様な体制を整えるべきではないか。

・軽度認知障害から重度認知症まで幅広い症状の方を対象とした実証が複数進む場合、共通指標を1つとすることは困難ではないか。症状の進行などに応じて、共通指標は2セット準備するなど工夫が必要と考える。

・認知症のある方の意思を尊重した実証とすべきである。そのためには、ご本人が意思決定できる段階においては、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや、**Advance Care Planning** の考えを活用し、意思を確認するプロセスを組み込むことや、医師が確認できなくなった際に誰を代理意思決定者とするのか等、意思決定を支援するプロセスを明確にしておく必要がある。

・実証事業に参加企業等の方は、認知症の方と接した経験が少ない可能性もある。事前に、基本的な認知症への理解や、認知症のある方への関わり方を踏まえることは、実証事業がうまくいくための必要かつ前提条件となる。他人事ではなく、認知症を知り・理解することを一つずつ落とし込んで共有することが必要だろう。

・消費者庁を中心に議論している消費者契約の見直しなどの議論も踏まえた上で、プロセスを示してほしい。

・実証スタート時に得る同意だけでなく、時間とともに症状が変化することを踏まえると、実証後一定の期間が経た後の期間中に同意を取得しなおすといったプロセスも必要なのかもしれない。

・実証事業の成果活用として、ガイドラインや標準化の検討材料とすることも想定されているだろう。諸外国での動きも踏まえ、そもそも国が認知症フレンドリーであるという認証をすること自体の必要性を議論したほうが良いのではないか。

・国がすべての基準を決めることがいいことなのかを議論すべき。最低限のことを満たしているかを確認する方法や、ダメなものにフィルターを掛けるといった認証のあり方自体を議論する必要があるだろう。

・また、認知症フレンドリーな商品・サービスは、非常に多様であり、それらの科学的基準も非常に多様となっている。どのような基準作りが進められているかをオープンにするなどの工夫も必要だろう。

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

電話：03-3501-1790

FAX：03-3501-0315